

西武条件提出の原由

十月中旬会社が事業不振のため三業と合同  
又ハ解散する事ヲ記事新聞ニ報告せられ  
るや又信託委員は定款條に於て仕事無き事  
解散の必要を控へて是より十月九日事務  
取締役生野ニ面會し合同問題又ハ解  
任問題につき其旨を問ひたるに同取締役は否  
認し職工の意向は任する從事する故に  
訓諭ヲ十一月三日会社系列會外五名より  
信託委員は山下ニ理事長 面會し信託委員の合同  
又ハ解散につき其旨を問ひたるに斯かる横柄は一  
旨を答之于一整理の場合は一ヶ月長に二信

會の通知する事を通りたる事職工は之等  
を信用して退出

十一月十日

新聞の解任云々の記事が出るや又信託委員は  
不安に満たされしを折柄ならば会社に對して對  
策を講ずる必要に迫られ同日理事會を同  
人の結果整理に對する退職手当の西武条件  
何れを執行するに對し會見するに決定

十一月十二日

山下ニ理事長に面會退職手当の件につき  
面談するに退職手当の事は  
一ヶ年未満 三十日 一ヶ年北止 十ヶ年迄